

2022（令和4）年2月22日

# 声 明

優生保護法被害兵庫弁護団

本日、大阪高等裁判所第5民事部（太田晃詳裁判長）は、原審の大阪地裁判決を変更し、国に対し、優生保護法被害者である控訴人らに対する損害賠償を命じる判決を言い渡した。本判決は、全国各地の同種訴訟における初の優生保護法被害者の勝訴判決である。

これまで同種訴訟の地裁判決が、ことごとく除斥期間を適用して原告らの請求を退けてきたのに対し、本判決は、控訴人らに除斥期間の適用をそのまま認めることは「著しく正義・公平の理念に反する」として、除斥期間の適用を否定した。

兵庫訴訟の原告と弁護団は、裁判所が、除斥期間の適用によって国の責任を免除することを不正義とする極めて妥当な判断を行い、被害者に対する国の責任を認めたことを、大きなよろこびと共に歓迎する。そして、国に対し、本判決に上告することなく、本判決を確定させることを強く求める。

国は、本判決が、国の責任として、被害者に優生手術を行ったことにとどまらず、優生保護法によって差別的な烙印を押し、個人の尊厳を著しく侵害したことを指摘した点を重く受け止め、長年にわたり、優生手術および優生保護法による偏見差別の被害に苦しめられてきた原告、控訴人を含む全ての被害者に対し、一刻も早く謝罪及び被害に見合った賠償を行うとともに、優生思想および障害者に対する偏見差別の解消、そして一時金支給法の改正を含め、優生保護法問題の全面解決に向け、直ちに全国の原告および弁護団との協議を開始すべきである。

われわれ兵庫訴訟の大阪高裁控訴審についても、本判決に続く勝訴判決を勝ち取るべく、全力を尽くす所存である。

以 上